

# 戦争と国家

——イェナ時代初期のヘーゲルの戦争論——

齋藤稔章

戦争と平和と言えば、決まって平和が善で、戦争が悪である。戦争は善であると言えば、顰蹙を買うに決まっている。戦争は個人の財産と生命を危険に晒し、時に失わせるからである。悪なる戦争を敢えて承認し得るとすれば、善なる目的の不可欠の手段としてしかない。それを必要悪と言う。個人の財産と生命が保全される前提は国家の独立であり、その為にはそれらの一時的な犠牲もやむを得ないからである。孰れにせよ、個人の財産と生命は肯定され、平和国家こそが理想である。

終生戦争を肯定し続けた思想家の一人がヘーゲルである。主な論点は、フランクフルト時代（1797-1800）末期からイェナ時代（1801-07）初期に掛けて執筆された三論文——『ドイツ憲法論』（1800-02）・『自然法の学的取り扱い方について——実践哲学に於けるその位置と実定法学に対するその関係』（1802-03。以下『自然法』と略称する）・『人倫の体系』（1802-03）——で略々出尽くしている。一つは政論、即ち機会の論であり、残りは哲学的国家論である。孰れも主題は国家であるが、一つは代議制度と政教分離に基づく近代国家論、残りは古代的身分制度に基づく政教不可分の人倫国家論と言う具合に、論じられる国家は同一ではない（本稿はこの点については論じない）。にも拘わらず、戦争が肯定的に語られる点では同一である。

取り分け、人倫的統体の構成を論じる『人倫の体系』——それは第一部で市民社会的統体の構成を、第二部でその否定的な面を各々論じ、第三部で市民社会的統体を自らの内に統合する人倫的統体を論じる——は、先ず、市民社会的統体から人倫的統体への転換点に位置する第二部の末尾に於いて、次いで第三部では、人倫的統体の要石である「絶対人倫」とその実在性である「絶対身分」と、人倫的統体を動的に維持する「普遍統治」とに於いて、戦争に意味を見出し、登場させる。ヘーゲルの国家論は戦争に如何なる意味を見たのか。

## I 国家を試すもの

対仏大同盟戦争に於ける祖国ドイツの惨状——様々な喪失、賠償金の負担等——はヘーゲルに甚大な衝撃を与えた (W1. 451, 462)。しかし、衝撃は敵国への憎悪とも戦争への嫌厭とも結び付かなかった。惨状と言う運命は敵国の所業によってのみ生じたのではない。敵国の所業は誘因でしかない。運命を惹起したのは自国の政治状況である。衝撃は祖国の政治状況の自覚をヘーゲルに齎した。自覚から出発して、ヘーゲルが祖国の政治状況とその依って来たる過去、そして進むべき未来を具に考察したのが『ドイツ憲法論』である。

悲惨な結末をドイツに齎したドイツ自身の政治状況を、ヘーゲルは「合法的アナキー」と、その国法を「国家に反する法体系」と見定める。ドイツは統一を欠いた「自立し、そして本質的に主権を具えた諸国家の群れ」でしかない (W1. 470)。表面上は兎も角、実質上「ドイツは最早国家ではない。」(W1. 461) これがヘーゲルの端的な結論であった。

国家統一には内政と外交の両方が収斂する要石である。統一の不在は国家の非在を意味する。重要なことは、ヘーゲルに国家の非在を痛感させたものが国内の衝突や支配と言う内政問題ではなく、直接的には戦争に於ける悲惨な結末と言う対外問題であったと言う事情である。ヘーゲルには戦争と国家統一・国家存在そのものが結び付かざるを得ないような根本経験があった。ヘーゲルの国家観を決定的に規定したものの一つである。

ヘーゲルはドイツに於ける国家統一を希求する。国家統一とは第一義的には戦争の為の国家統一である。仮にその他の点で一つの間人集団が完全であったとしよう。それでもヘーゲルは国家統一を求めたであろう。逆に一つの間人集団が内部に様々な問題を抱えていたとしよう。それでも少なくとも戦争を遂行し得る程度に統一されているなら、ヘーゲルはそれを国家と認めたであろう。戦争を遂行し得てこそ、国家は国家なのである。

戦争と言っても、侵略のことはない。ヘーゲルの国家の定義は飽くまで国防の観点からのものである。即ち「一つの間人集団はその財産の総体を共同で防衛するように結合されている時のみ、国家と称され得る。」(W1. 472) 国家の概念はそれ自身の

内に国防力を唯一不可欠の契機として含んでいる。更に、この国防力は単なる「法律と言辞」の問題ではなく、「行動と現実」の問題である。と言うのは、「最早国家ではない」ドイツでさえ「法律と言辞」の点では共同防衛の為に結合しているからである (W1. 473)。ドイツは「概念に於いては」国家でも、現実的には国家ではない (W1. 505)。実効ある国防力こそが国家に唯一不可欠の条件であり、その有無が国家と単なる人間集団とを峻別する分水嶺となっているのである。

では、実効ある国防力とは具体的には何を意味するのか。ヘーゲルは「共同の武力と国家権力」(W1. 473) を挙げる。「国家権力」は具体的には「一切の軍人が一つの軍隊に融合されることによって実現される」(W1. 578)。主眼は共同の武力にある。この国防力の実効性、言い換えれば国家の試金石・証明手段は当然戦争であり、それしかない。

一方、国防に拘わらないその他の事柄——政体・富の分配・言語・習俗・宗教等々——は理論的には「より良い」に越したことはないが、現実的には「偶然と恣意の領域」(W1. 474) に属するものとして、如何なる形態を採るかは国民の自由に委ねられるべきものとされる (実を言えば、ヘーゲルが国民の自由を認めたと言うことが、既にヘーゲルの「より良い」国家の選択を示している。専制国家をヘーゲルは選択することも出来たが、しかしそうはしなかったのである)。

では、軍人以外の国民はいつの時も国家からの自由を貪っていけば良いのか。国家統一を国民全体との関係で読み直すなら、条件は以下ようになる (W1. 462)。①一切の国民が国家の全体と連帯している——ドイツに関して言えば、彼らが「皇帝そして帝国との関係に入る」(W1. 577) ——こと。②国家機構の側で言えば、戦争の遂行の為に必要なこと——必ずしも軍事行動ではない——を一切の国民から要求し得るように出来ていること。③国民の側で言えば、強制されてではなく、自分自身の衝動と心情から、戦争の際に国家の為に為したいと願うこと——必ずしも軍事行動ではない——があり、それが役立つこと。このような連帯の根源は国家による国民の自由の承認と擁護 (W1. 474, 482ff.), 国民による国家に対する畏敬 (W1. 480), 即ち専制とアナーキーの中間 (W1. 570) にあると言えよう。

この連帯にヘーゲルは「国家の健全さ」を見る。「国家の健全さは、一般に平時の平穩に於いてよりも、戦時の動乱に於いて明らかになる。」(W1. 462) 平時の平穩に於いては、健全な国家も不健全な国家も大した違いはない。国民はバラバラに享受し行動

し、通常のことしか要求されない。それで良い。しかし戦時の動乱に於いてはそうは行かない。戦争を遂行し得ない国家は健全な国家と呼ばれ得ない。戦争が国家の健全さ、即ち国民と国家の連帯の試金石・証明手段なのである。

政論『ドイツ憲法論』の国家概念は戦争、或は共同防衛を必需とする事態を前提にしている。もしこの前提が不要であれば、その国家概念は偶然的である。しかし、国家にとってこの前提は原理的に必然的である。しかも単なる防衛以上の意味を持って必然的である。そう人倫の哲学者ヘーゲルは考える。

即ち、こうである。先ず『自然法』のヘーゲルによれば、絶対的な人倫的統体が「民族」に外ならず、民族は他の民族に対する関係付けに於いてのみ民族である (B4. 449)。さもなければ「民族は観念の上でのものである。」(Ibid.) 民族の実在性は他からの独立性にある。関係付けには肯定的な「平和的共存」と否定的な「排斥」があるが、「両関係付け共、絶対的に必然的である。」(B4. 450)「排斥」が必然的であるが故に、戦争も必然的である。民族には抑々のその独立性に於いて、戦争の必然性がある。民族はその概念の内に戦争を必然的に含んでいる。戦争を遂行し得ない集団は抑々民族ではない。戦争が民族の試金石・証明手段になる。

これを個別者と民族との関係で言えば、個別者が民族と一つであると言うことである。そこにヘーゲルは個別者の真実の人倫性を見る。「理念に於いては無限性が真実であって、個別性そのものは無であり、絶対的人倫的尊厳と端的に一であり、この真実の生ける従属的でない一如だけが個別者の真実の人倫性である。」(B4. 427)では、個別者は自らの真実の人倫性を如何にして証明するのか。「民族と一つであることを、個別者は否定的なものに於いて、即ち死の危険を通じてのみ非二義的な仕方では証明する。」(B4. 449)「個別者の真実の人倫性」とは「死を目指し、そして個別的なものではなく、人倫的有機組織の全体の存在と維持を所産とする労働」を為す「自由な者の身分」(B4. 455)の精神——「自由な」と言うのは、「死の能力によって、主体は自らが自由であり、端的に一切の強制を超えて崇高であることを証明する」(B4. 448)からである——のことであり、「死の危険」とは戦争のことである。このような精神を、ヘーゲルは「絶対人倫」と称する。個別者の真実の人倫性を証明するのは戦争なのである。

同様のことが、『人倫の体系』第三部「人倫」の「普遍統治」では、「自己が承認されていないのを見出す民族は、この承認されることを、戦争或は植民地によって生み

出さなければならない」(SdS. 86, Cf. 101)と、そして「個別者の真实性の検証」は「戦争に於いて」行われると言われる(SdS. 101)。「個別者の真实性」とは、『自然法』同様「戦争と言う労働、或はその為の教養形成」(SdS. 72)を第一義的労働とする絶対身分の精神、即ち、一切の個別性・差別を廃棄し、従って全財産・生命を民族の為に犠牲にした「祖国に於ける、そして民族の為に絶対的生」(SdS. 65)として現れる絶対人倫のことである。

「個別者の真実の人倫性」にしる「個別者の真实性」にしる、孰れも軍人身分の無限精神のことである。この身分の労働の作品は国家それ自身に外ならない。そこにヘーゲルは個別者の真実性を見出す訳である。では、他の身分——その労働の作品が、人間の特殊な欲求を充足させるもの、例えば商品であるような営利身分や農民生分——の有限精神はこれとどう拘わるのか。

絶対身分の労働は軍事と——立法・司法・行政の三契機を合一する(SdS. 87ff.)——統治である。しかし、統治の際には、絶対身分は他身分に対する一身分でしかない。統治者と被治者が対立している。その限りでは「民族の絶対的紐帯」(SdS. 94)は十全には成立しない。絶対的紐帯の為に、立法の「体系が現前する生ける習俗を完全に表現する」(B4. 470)——このような法がヘーゲルの言う自然法である——と同時に、統治者が被治者に尊敬されねばならない。尊敬は、被治者が民族の為に生きる軍人身分としての絶対身分の内に、外ならぬ自己の「絶対的な内的本質」の直観を、即ち「運動し存在する絶対的なものの像、人倫的自然が切望する最高の実在的直観」(SdS. 73)を得ることによる。絶対身分は「絶対的な実在的な人倫的形態」(Ibid.)であり、それ故そこに彼らの存在根拠が目撃されるからである。その限りで絶対身分は彼らにとって「絶対的威力」(Ibid.)であり、「尊敬」(SdS. 94)の対象である。『自然法』はこれを「畏敬と信任、並びに服従」(B4. 462)の対象と言う。これあるが故にこそ、彼らは絶対身分に貢献——その欲求の充足に不可欠なものの提供、又農民生分に限れば戦争の際の絶対身分への参加(SdS. 72ff.)——するのであり、民族の絶対的紐帯が成り立つのである。この尊敬が本物か否かを明白にするのは戦争の窮迫であろう。

## II 国家の必需を自覚させるもの

戦争が国家の健全さの試金石であるとすれば、そのテストに落第した国家、否単な

る人間集団は如何にして国家を形成するのか。

『ドイツ憲法論』によれば、健全な国家の条件は既述のように成員と全体との連帯であり、それは成員の主観的な心性の側の問題と全体の客観的機構の側の問題に分けられる。

(1)成員が全体と連帯し、健全な国家を形成する為には、第一に成員の心性が単なる人間集団と言う現状から離反していなければならない。単なる人間集団と言う現状が死せる過去にとってのみ意義を有し、生ける現在には意義を欠いていなければならない。それは過渡期の徴証である (Cf. B4. 484)。第二にその過渡期の行方が別の単なる人間集団であるとすれば、意味がない。過渡期の行方は健全な国家でなければならない。

ヘーゲルによれば、ドイツ民衆が「十年に亙る戦争とヨーロッパの大部分の不幸によって、自由の盲目的な叫喚に耳を貸さなくなるまでに、少なくとも理解の点で学んだと言うことは明らかである。・・・アナーキーは自由から区別されたのであり、自由の為には確乎たる統治が不可欠であるということが [民族の心に] 深く刻み込まれたが、同様に深く刻み込まれたものに、法律や最重要な国事には民族が協力しなければならないと言うことがある。」(W1. 572) ドイツは正に国家形成の過渡期にあった。即ちドイツ人の心性は合法的アナーキーから離反し、健全な国家を必需とするようになっていた。そうさせたものは戦争であった。戦争には、それまで執着して来た財産や生命と言った特殊なものが実は観念的なものでしかないと言うことを自覚させる意義があった。国家の非在を自覚させたものが、国家の必需を痛感させたものである。国家統一を実現する「下から」の促しは斯くて生まれた。

(2)しかし、国家の「必需性の理解と洞察は」「自信を欠き」、「行動それ自身に働き掛けるには余りにも脆弱過ぎる。」(W1. 581)「下から」の促しは、客観的機構の形成には無力である。更には「上から」、或は「外から」の「権力」行使が必要である。ヘーゲルはそれを「征服者の権力」(W1. 580)とする。征服者——ドイツの「テセウス」——をカール大公(ローゼンツヴァイク)と見るにせよナポレオン(ディルタイ)と見るにせよ、その権力がドイツ人を強制し、自らがドイツに属することを思い知らせ、国家の「必需性の理解と洞察」を正当化し、斯くしてドイツ人はその「理解」に服従する、そうヘーゲルは考える(W1. 581)。そしてその征服者の権力行動は一つの軍事行動にならざるを得ない。

以上の論点は、普遍的原理として呈示されている訳ではない。理解の生成は経験的事実であり、征服者の権力は期待されるべき偶然である。では、それは偶々ドイツ人に目撃され、期待されるだけで、そこには普遍的意義は認められていないのか。

『人倫の体系』は人倫的統体の理念に至る人倫性としての人間的自然の諸階梯を内容とする人〔倫的本〕性論であり、更には一層高次の「自然」、即ち自然的自然と人倫的自然を自らの属性とする「絶対的なもの」の学の一部である（B4. 433）。その第二部「否定的なもの或は自由或は犯罪」の最後、第三部「人倫」の手前で戦争が語られる。当然この戦争には普遍的意義が込められている。

第一部「関係に即した絶対人倫」即ち「自然的人倫」では、人間的自然は個性の原理の下、個別の主体の欲求による客体の無化から出立し、市民社会的統体、即ち個別者と形式的に普遍的なもの——欲求と労働の普遍的相互依存性の体系、所有権・所有法の体系、普遍的な商業取引の体系——との「不完全な合一、即ち関係」（SdS. 16）を構成する。民族は未だ生成してはず、隠れたままである。

この市民社会的統体は、従って経済と法によって形式的抽象的普遍的に結び付けられた統体であり、本質的に二つの側面を持つ。一つは、欲求としての人間的自然が客体との関係の内から造り出した社会的形態——従って人間的自然に基づく自生的秩序——であり、人間が自らの欲求を充足させる為の不可欠の条件であると言う側面である。もう一つは、人間的自然がその内に決して自己を十全に見出すことの出来ない固定的な客体的形式——従って人間的自然に対する規制的秩序——であり、人間がその自然に基づいて乗り越えねばならない運命であると言う側面である。

『自然法』のヘーゲルは「関係が一般に何等自体的なものではないと言うことを、一部は弁証法が証明しなければならない」（B4. 446）と言って、「関係に即した絶対人倫」の非自體性を証明する弁証法を告げる。『人倫の体系』第二部の冒頭は弁証法的否定を「[市民社会的統体の] 規定性が観念的であることの認識、規定性を実在的に止揚すること」と説明する（SdS. 46）。観念的であることが認識された規定性は、一層高次のものの中で対立する規定性と合一され、その観念性を廃棄し、絶対的に肯定的、或は実在的になる。

人倫的統体が成立するには、第一に市民社会的統体の諸規定性の非自體性が証明され、その観念性が認識されねばならない。第二部はこの課題に捧げられる。第二に、諸規定性は一層高次のもの、即ち絶対的に普遍的な民族の下へ包摂されねばならな

い。第三部はこの課題に捧げられる。即ち、普遍性の原理の下、「客体的なものに於ける〔個別的〕主体的なものの無化、即ち普遍的なもの内への特殊なもの絶対的受容」(SdS. 64)が生成し、関係としての市民社会的統体は民族の内へ受容され、人倫的統体が構成される。関係としての市民社会的統体は既に自体的でなく、民族を実体とし、民族と統一されている。

斯くて第二部は、人間的自然の個別的主体的なものが無化される極、或は絶対人倫が確立する極、そして自然的人倫から人倫的統体へ、つまり規制的な市民社会的統体から、それを内部に統合する真に自由な人倫的統体への移行の極に位置する。その末尾に置かれた戦争は一体如何なる意義を有するのか。

第二部は犯罪と復讐的正義との絶対的必然的結合 (SdS. 48) を全般的基調とし、「自然的破棄」とそれに対する「憤怒」→「強奪・窃盗」とそれに対する「抑制」→「殺人」とそれに対する「復讐」と展開する。勿論まだ刑罰を行使する国家権力は存在していず (SdS. 75)、それ故の私的抑制・私的復讐である。

前提は、特殊な欲求を持つ個別的主体とその欲求の充足に不可欠な市民社会的統体との内奥の不可避の分裂・対立、そして前者に対する後者の支配・抑圧である。個別的主体は欲求を充足させる為、市民社会的統体の内で支配・抑圧されて生きざるを得ない。抑圧されたエネルギーは、欲求が充足されない場合には、容易に支配のエネルギーへと転化し、自己を疎外する市民社会的統体、或はその規定性の否定に向かう。この否定は統体に対する犯罪である。自らの自然の内から、自らが疎外される世界——人間的自然に基づく自生的且つ規制の秩序——を産出し、そして犯罪をも犯すのが自然的人倫に於ける人間なのである。

しかし、犯罪はそれ自身としては空しく、復讐的正義によって否定される。それは疎縁な市民社会的統体の回復でしかなく、回復された市民社会的統体は支配・抑圧的態勢に戻る。関係に留まる限り、犯罪は不可避であり、復讐的正義も絶対的に必然的である。犯罪の自由は、自己に対して真に外的なものを持つ限り、真の自由とはならない。

もしヘーゲルがこの犯罪と復讐的正義との絶対的必然的結合で第二部を終始させていたら、第二部の意義は曖昧である。確かに犯罪と復讐的正義の結合には、個別的主体に普遍性の威力を自覚させる意味はある。しかしそれは、個別的主体の弱化及び市民社会的統体の威嚇の態勢の一層の強化を意味するに過ぎない。或は刑罰としての統



治の必需の自覚を意味するに過ぎない。しかし統治は、既述のように背後に統治への尊敬を欠けば、個別的主体的なものへの対立に留まる。個別的主体的なもの無化には凡そなり得ない。

必要なことは、特殊な欲求と市民社会的統体、犯罪と復讐的正義との対立を超えること、個別者が自らの特殊な欲求を、そしてそれと絶対的必然的に結合する市民社会的統体全体を止揚することである。一言で言えば、個別的主体の無化である。その時、人間は真に自由な存在になり、真実の人倫的存在になる。では、個別者が特殊な欲求を止揚し、市民社会的統体を乗り越え、真に自由な存在になるとは如何なることを意味するのか。

『自然法』でヘーゲルはこう言っている。「死の能力によって、主体は自らを自由として、そして端的に一切の強制を超えて崇高として証明する。」(B4. 448) 人間の真の自由を、市民社会的統体の支配からの超越を証するのは犯罪ではなく、特殊な欲求を廃棄する死の能力なのである。では、死の能力とは何を意味し、それを有する人間とは誰のことか。

ヘーゲルは殺人に対する復讐に続けて、戦争を持ってくる。ヘーゲルはこう言う。「しかし、依然として生きている集団が[家族よりも]大きくなるにつれ、失われた成員の喪失[の意味]は減じ、そしてそれと共に[包摂の]権利も又減じる。そして権利或は[集団の]無差別は、損なわれたものの行動の特殊性が全体の無差別に、全体の事柄にされることによって、名誉になり、従って両方の側で同等になる。」(SdS. 58) シェリングに由来する「無差別」と言う言葉を、ヘーゲルは関係に対する統一と共に、関係の差別的なもの統一と言う意味で使う(Cf. B4. 432f.)。家族の段階では、殺害された者の家族に殺人者に対する復讐と包摂の権利があるが、家族以上に大きな集団になると、復讐の権利は意味を失い、両側で包摂の権利は同等になる。包摂の権利が同等であるのが戦争である。

包摂の権利が同等になる位大きな統体とは如何なる統体か。それは家族以上に大きな統体でなければならないが、同時に何等かの程度に無差別的な統体でなければならない。さもなければ、一成員の損失が全体の事柄にされることはあり得ない。それまでの論述に於いて、家族以外に登場した統体は市民社会的統体しかない。ところがこの統体は実在的には無差別的な統体ではない。では、市民社会的統体ではないということになるのか。

しかしヘーゲルは、注意深くも無差別の「程度」について触れている（SdS. 58）。市民社会的統体は実的にはそうではないが、観念的には無差別な統体である。丁度『ドイツ憲法論』で、ドイツは観念的にのみ国家であるに過ぎないと言われたのと同様である。とすれば、第二部の戦争は市民社会的統体の戦争と見なすことが出来る。それ以外の統体は考えられない。

犯罪は市民社会的統体の諸規定性に対する否定的なものであるが、戦争は市民社会的統体それ自身を決定的な試練に晒す否定的なものなのである。戦争はそれ「以前には単に観念的で、考えられたものでしかなかった〔統体間の権利の〕平等」（SdS. 58）を吟味し、無差別の程度を、言い換えれば統体の強弱を決裁する。権利は平等だが、無差別の程度が戦争の首尾の決め手になる。決裁には征服や支配、従属や隷属もあれば、講和もある。市民社会的統体に於いては、個別者は特殊な欲求に執着し、全体と同一化せず、軍事的精神を欠く。当然市民社会的統体は戦争によってその観念性を剔抉され、現実的に無差別な統体、即ち国家の必需を自覚する。これを個別者に即して言えば、成員に全体への帰属を自覚させ、民族の統合への契機になると共に、個別の主体性の無化を決定的に促す。その無化の先にある死の能力とは戦争に於いて民族の為に死ぬ能力であり、その能力を持つ者とは絶対身分に外ならない。

第二部の末尾に置かれた戦争の意味を以上のように理解することが正当であるとすれば、人倫的統体の構成を市民社会的統体の「内から」ではなく、戦争と言う「外から」の要因に委ねたのは、結局ヘーゲルが人倫的統体の要石に軍事的精神を置いたことによる。

### Ⅲ 国家を維持するもの

ヘーゲルにとって、国家維持の最大の敵は国家それ自身への直接攻撃、即ちアナキーの惹起である。『ドイツ憲法論』によれば、「国家に対しては、アナキーの惹起が最高の、或はむしろ唯一の犯罪である。」（W1. 556）国家が気に懸けるべき他の一切の犯罪はこれに帰する。これに比すれば、独裁の方がまだ増しとヘーゲルは考える。アナキストは「極悪の犯罪者」であり、国家はその「力を最も確実な仕方」で、即ち「死刑や長期監禁」によって無化しなければならない。ここでは、国家を維持するのは刑罰である。

しかし、抑々アナキーへの動きは如何なる状況で起こるのか。アナキーが真の自由ではないことを戦争は教える。とすれば、戦争は既にあるアナキーを暴露はしても、アナキーへの動きを惹起しない、むしろ消滅させる。この動きが起こるのは、平時に国民の心性の内で全体との連帯が消失し、財産や生命等が自体とされる情況に於いてである。アナキーの根を絶ち、国家を維持するには、この情況を断たねばならない。要は国家の統一が確立、維持されることである。この点に関して、『自然法』・『人倫の体系』から論点を三つ抽出してみる。

(1)ヘーゲルはカントの永久平和論を批判し続けた。丁度永い平和 (Pax Romana) と単調な支配の結果、古代ローマ帝国から公的な軍事的精神が雲散霧消し、軍人身分が消滅し営利身分が唯一になり、「普遍的私生活」即ち市民社会的情況が到来したように (B4. 456f.)、持続的平和は財産や生命等、個別的諸規定性を習慣化し固定化し、「絶えざる静寂が海洋を腐敗せしめるように」諸民族を腐敗せしめるであろう (B4. 450. Cf. Rp. § 324)。それに対し「戦争には、個別的な諸規定性だけでなく、それらの欠けることのない全体が生命として無化され、しかも絶対的なものそれ自身の為に、言い換えれば民族の為に無化されるという自由な可能性がある」(B4. 450)。戦争には民族を腐敗から護る意味がある、そうヘーゲルは考える。この言葉は恐らく民族への全身分の帰属の自覚化をその射程に入れていようが、差し当っては国家を自らの労働の作品とする絶対身分の軍事的精神の維持を念頭に置くものである。戦争には、絶対身分の軍事的精神の消失を防ぎ、それを再生産する強制的でない自由な可能性がある。

(2)国家を自らの労働の作品とする軍人身分と、特殊な欲求を充足させる商品を自らの労働の作品とする他の身分とは混淆されてはならない。諸身分間の区別——取り分け他の身分に対する絶対身分の区別——を平時に於いて絶対的に維持し、混淆を防ぐ統治を、ヘーゲルは「絶対統治」と呼ぶ。それは一切の諸身分を超えた「絶対的勢位」でなければならず、従って「神の現れ」であり、その言葉は「神の御言葉」である (SdS. 84f.)。担い手は一切の身分に対して無差別な「長老」且つ「祭司」でなければならない (SdS. 80)。彼らは「端的に理念的なものの中で生きる」からである。この限りでは、戦争とは無縁のように思える。しかし、彼らは絶対身分出身でなければならない。絶対身分だけが「無限なもの」として神的生を送って来、その点で他の諸身分よりも「絶対的なものにより近」いからである (SdS. 84)。神的生とは全所有

・生命を民族の為に犠牲する「祖国に於ける、そして民族の為に絶対的生」である。それは戦争に於いてのみ検証される。絶対統治の有効性は、結局は過去のこの検証に基づいているのである。

(3)人倫的統体にとって市民社会的統体は否定的運命であり、それ故人倫的統体は市民社会的統体を「内的に空無であると言う感情の内でも維持しなければならない」(B4. 451)と共に、その量的成長と貧富の差の拡大——それは市民社会的統体の「自然」(Ibid.)による——を妨げねばならない。それは累進課税やそれによる所有の減少、営利の制限等によるが、「最も多く」は市民社会的統体を混乱せしめる戦争によってである (Ibid.)。

『人倫の体系』では、それらの手段が普遍統治の一部を成す。普遍統治は三つに分類される。①富に拘わる「欲求の体系」、②犯罪に拘わる「正義の体系」——市民社会的統体を混乱せしめる戦争はここに属する——、③絶対身分の教養形成に拘わる「訓練の体系」——人倫的統体を他国に承認させると共に、個別者の真实性を検証する戦争はここに属する(第一節参照)——の三つである。これらの内、訓練の欠如や犯罪に対して統治が働くのは当然として、それ以外でヘーゲルが一番懸念し、従って一番統治が働かねばならないと考えるのは、市民社会的統体から「即且つ対自的に必然的」に帰結する「富の不平等」であり、そこから来る富の自体化と言う事態である (SdS. 93)。

人倫的統体の健全さの為に、既述のように絶対身分に対する他の身分、特に営利身分——農民身分は元々「絶対身分への信頼」(SdS. 77)に生きる——の尊敬——「自己の外部に定立されてはいるが神的なものへの尊敬」(SdS. 94)——が不可欠である。この尊敬を有し得ることをヘーゲルは営利身分の「第一の性格」(Ibid.)と呼ぶ。しかしこの性格が欠落する場合がある。それが富の不平等によって富が自体化する場合である。この場合、営利身分には「一切の高次のものへの蔑視と言う獣性」が現れ、「民族の絶対的紐帯、即ち人倫的なものが消失し、民族は解体する。」(Ibid.)

先ず、この議論の展開が示すものは、絶対身分の軍事的精神の故にこの身分に対して営利身分が抱く尊敬が、如何に人倫的統体の維持に不可欠なものであるかと言うことである。

次に、富の不平等の放置が民族の解体を不可避にするとすれば、統治は富の不平等を防ぐべく、これに「抗して最高に働かねばならない」(Ibid.)ことになる。その統治

が統治者と被治者との単なる対立に陥らない為には、既述のように絶対身分が他の身分の内的精神であり、絶対的威力、尊敬の対象であることが不可欠である。そしてその尊敬は絶対身分の軍事的精神によるのである。斯くして孰れにせよ、民族の紐帯の絶対的維持は、戦争で発揮される軍事的精神に基づく訳である。

絶対身分が生きて働くことが、外交は勿論、内政に於いても、従って人倫的統体全体の維持に対して決定的な意義を有する。それは直接的には戦争、間接的には絶対身分の軍事的精神によるが、その精神が目当たりされるのも戦争の際である。戦争は人倫的統体の健全さの維持手段なのである。だからこそヘーゲルは、絶対人倫に対して「絶対的真理」・「最高の自由と美」・「苦悩なく、至福」・「神的なもの」(SdS. 65) 等々の最大級の賛辞とも言える言葉を鏤めるのである。

#### Ⅳ 人倫的自然の真実

例えば人倫的統体の構成を論じる『人倫の体系』は、先ず第二部の末尾、即ち人倫的統体の成立の直前に於いて、次に、成立した人倫的統体の要石である絶対身分の労働として、更に人倫的統体を動的に維持する普遍統治の第二・第三に於いて戦争を語る。戦争はそこで国家の形成・維持・検証に拘わる。ヘーゲルにとって平和国家とは抑々矛盾なのである。

国家とは宛ら戦争と言う極めて爆発し易い燃料を絶妙に燃焼させて離陸し、飛行する船である。燃焼を止めれば、一気に市民社会と言う腐敗の淵へと転落する。しかし、燃料がもし爆発すれば、船自体が木端微塵となる。それは極めて危ういバランスを取りつつ飛行する船である。それは「天使でも獣でもない」(パスカル) 人間に相応しい乗り物とも言える。

ところが、ヘーゲルにとっては、正にそれが絶対的なものの最高の実在的現れであり、人間の神性を示すものである。よもや燃料が爆発することはあるまい、そうヘーゲルは確信していたのかも知れない。そこにヘーゲルの戦争と国家の論の時代的限界を見ても良い。とは言え、爆発を起こさないように燃料をそれなりに燃やし続けているのが現代の国家でもある。そこにヘーゲルの慧眼を見ても良い。又そのような現実の国家に否定的な眼差しを向ける者には、ヘーゲルの理論の致命的欠陥が見えてくる。孰れにせよ、幸か不幸かヘーゲルの戦争と国家の論が投げ掛ける影は殊の外長い

と言うべきであろう。

しかも、この戦争と国家の論はヘーゲルの哲学の根本核心——「一切の事物は神の内に入り、如何なる個性も無い」(SdS. 61)——の表現なのである。個人の財産・生命は何等自体ではなく、国家と言う地上の神こそが自体である。この真実、人倫性としての人間的自然の真実をとことん自覚させ、具体的に現実化するのが戦争なのである。

本稿をローゼンクランツの報告 (G. W. F. Hegels Leben. S. 132f.) で締め括ってみたい。ヘーゲルは「或る民族に於ける哲学の必然性を戦争の理念的補完として示そうとした」。戦争の中で個性を無化し、民族の為に死ぬことのみが「絶対労働」である。しかし、戦いながらも死ななかった者には個性の自己享受を持つと言う「屈辱」が残る。屈辱を雪ぐのが、無限なものを認識する「真理の絶対的な認識としての思弁」である。戦争で体现される、或はされ切れなかった真実を哲学が絶対的に認識する、と言う訳である。

#### [引用略号]

SdS.: Frühe politische Systeme, hrsg. v. G. Göhler (Ullstein).

W.: Werke in zwanzig Bänden, hrsg. v. E. Moldenhauer und K. M. Michel (Suhrkamp).

B.: Gesammelte Werke, hrsg. v. Rheinische-Westfälischen Akademie der Wissenschaften (Meiner).

Rp.: Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse.

尚, [ ] は補足を意味する。

[哲学 博士課程学修]

# Krieg und Staat

— Hegels Kriegslehre in den ersten praktischen  
Schriften der Jenaer Zeit —

Toshiaki SAITO

In den ersten praktischen Schriften der Jenaer Zeit hat Hegel den Staat als mit dem Krieg notwendig verbunden betrachtet. Hegel betont, daß der Staat nicht bestehen kann, ohne den Krieg anzuerkennen. In diesem Betreff hat Hegel drei Behauptungen.

- I. Es ist der Krieg, der die sittliche Gesundheit oder Ungesundheit des Staats offenbart und die wahrhafte Sittlichkeit des Einzelnen prüft.
- II. Es ist der Krieg, der die Notwendigkeit des Staats in die menschlichen Natur tief eingräbt, also die Veranlassung des Entstehens des Staats ist.
- III. Es ist der Krieg, der die sittliche Gesundheit des Staats vor der Fäulnis bewahrt.